◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第一一七号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

令和五年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率を改定することとした。（第一〇条第一項関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

令和五年度における国民年金法による老齢福祉年金の一部支給停止額等を改定することとした。（第五二条第一項、第九四条、第一一七条及び第一三六条第一項関係）

三　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

令和五年度における国民年金法に規定する改定率及び保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率、国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率等を改定することとした。（第一条、第二条及び第四条～第六条関係）

四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正関係

令和五年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定することとした。（第二条、第四条及び附則第二条第二項関係）

五　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第六条関係）

六　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一一八号）（総務省）

1　令和五年度における恩給改定率を一・〇〇〇とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第一一九号）（財務省）

1　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）及び関係政令について、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四〇号）の一部の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六一号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第三条関係）

2　令和四年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三〇号）について、令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定を行うこととした。（第四条関係）

3　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第一二〇号）（総務省）

1　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二七年政令第三四七号）について、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四〇号）の一部の施行及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第三条関係）

2　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二三年政令第一五一号）について、令和五年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて地方議会議員の年金の額を改定することとした。（第二条関係）

3　令和四年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三二号）について、令和五年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこととした。（第四条関係）

4　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二一号）（厚生労働省）

1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る令和五年度における改定率は、一とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二二号）（厚生労働省）

1　令和五年四月以降の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額を改定することとした。（本則関係）

2　令和五年三月以前の月分の年金生活者支援給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二三号）（防衛省）

1　予備自衛官補に支給される教育訓練招集手当の日額を改めることとした。（第一七条の一五関係）

2　自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めることとした。（第二四条関係）

3　防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、対空警戒対処等手当が支給される職員の範囲の拡大等を行うこととした。（別表第五関係）

4　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二四号）（防衛省）

1　特定防衛施設周辺整備調整交付金の額の算定の基礎となる事項の追加を行うこととした。（第一五条関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇こども家庭庁組織令（政令第一二五号）（内閣官房）

1　こども家庭庁に、長官官房並びに成育局及び支援局を置き、それらの所掌事務を定めることとした。（第一条～第四条関係）

2　長官官房に、官房長、審議官三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとした。）、公文書監理官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとした。）一人及び参事官一人（併任者を除く。）を置き、それらの職務を定めることとした。（第五条～第七条関係）

3　長官官房に、総務課及び参事官一人を置き、それらの所掌事務等を定めることとした。（第八条～第一〇条関係）

4　成育局に、総務課、保育政策課、成育基盤企画課、成育環境課、母子保健課及び安全対策課の六課並びに参事官一人を置き、それらの所掌事務等を定めることとした。（第一一条～第一八条関係）

5　支援局に、総務課、虐待防止対策課、家庭福祉課及び障害児支援課の四課を置き、それらの所掌事務を定めることとした。（第一九条～第二三条関係）

6　こども家庭庁に、国立児童自立支援施設を置き、その所掌事務を定めるとともに、名称、位置及び内部組織は、内閣府令で定めることとした。（第二四条関係）

7　2の審議官のうち関係のある他の職を占める者をもって充てられる審議官は、令和八年三月三一日まで置かれることとした。（附則第二項関係）

8　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。